○大分市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則

平成２４年６月１日

規則第３３号

改正　平成３０年３月３０日規則第１９号

平成３０年９月２７日規則第３３号

平成３０年１０月２２日規則第３５号

令和３年３月２６日規則第２２号

（趣旨）

第１条　この規則は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定により令和６年３月３１日までの間なおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成２４年厚生労働省令第１０号）第２条の規定による改正前の介護保険法施行規則（以下「旧省令」という。）に定めるもの

のほか、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　指定居宅サービス事業者　法第４１条第１項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。

(2)　指定居宅介護支援事業者　法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。

(3)　指定介護予防サービス事業者　法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。

(4)　指定介護老人福祉施設　法第４８条第１項第１号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。

(5)　介護老人保健施設　法第８条第２７項に規定する介護老人保健施設をいう。

(6)　介護医療院　法第８条第２９項に規定する介護医療院をいう。

(7)　指定介護療養型医療施設　旧法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。

(8)　介護保険施設　第４号から前号までに掲げる施設をいう。

（指定等の申請等）

第３条　法第７０条第１項、第７９条第１項、第８６条第１項若しくは第１１５条の２第１項の規定による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護予防サービス事業者の指定（以下この条において「指定」という。）又は法第９４条第１項若しくは第１０７条第１項の規定による介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設許可（以下この条において「許可」という。）を受けようとする者は、／指定居宅サービス事業者／指定居宅介護支援事業者／指定介護予防サービス事業者／介護保険施設／指定（許可）申請書（様式第１号）に省令第１１４条から第１２６条まで、第１３２条、第１３４条若しくは第１４０条の３から第１４０条の１５まで又は第１３６条若しくは第１３８条に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合において、指定又は許可をしたときは、／指定居宅サービス事業者／指定居宅介護支援事業者／指定介護予防サービス事業者／介護保険施設／指定（許可）通知書（様式第２号）により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

３　市長は、指定又は許可を受けた者に対し、当該通知書を当該指定又は許可

に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示することを求めるものとする。

（特例に係る別段の申出書）

第４条　法第７１条第１項ただし書又は第７２条第１項ただし書（法第１１５条の１１において準用する場合を含む。）の規定により、別段の申出をしようとする者は、指定を不要とする旨の申出書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（指定等の更新の申請等）

第５条　法第７０条の２第１項（第１１５条の１１において準用する場合を含む。）、第７９条の２第１項若しくは第８６条の２第１項若しくは旧法第１０７条の２第１項の規定による指定の更新（以下この条において「指定の更新」という。）又は法第９４条の２第１項若しくは第１０８条第１項の規定による許可の更新（以下この条において「許可の更新」という。）を受けようとする者は、／指定居宅サービス事業者／指定居宅介護支援事業事業者／指定介護予防サービス事業者／介護保険施設／指定（許可）更新申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合において、指定の更新又は許可の更新をしたときは、／指定居宅サービス事業者／指定居宅介護支援事業者／指定介護予防サービス事業者／介護保険施設／指定（許可）更新通知書（様式第

５号)により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

３　市長は、指定の更新又は許可の更新を受けた者に対し、当該通知書を当該指定の更新又は許可の更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示することを求めるものとする。

（指定居宅サービス事業者の指定の変更申請等）

第６条　法第７０条の３の規定により、指定居宅サービス事業者(法第８条第１１項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。)の指定の変更(以下この条において「指定の変更」という。)を受けようとする者は、特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者指定変更申請書(様式第６号)に省令第１２６条の１３に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合において、指定の変更をしたときは、特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者指定変更通知書(様式第７号)により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

３　市長は、指定の変更を受けた者に対し、当該通知書を当該指定の変更に係る事業所の見やすい場所に掲示することを求めるものとする。

（変更等の届出）

第７条　法第７５条第１項、第８２条第１項、第８９条、第９９条第１項、第

１１３条第１項若しくは第１１５条の５第１項又は旧法第１１１条の規定により、省令第１３１条第１項、第１３３条第１項、第１３５条、第１３７条第１項、第１４０条の２の２第１項若しくは第１４０条の２２又は旧省令第１４０条に規定する事項の変更の届出をしようとする者は、／指定居宅サービス事業者／指定居宅介護支援事業者／指定介護予防サービス事業者／介護保険施設／変更届出書(様式第８号)を市長に提出しなければならない。

２　法第７５条第１項、第８２条第１項、第９９条第１項、第１１３条第１項又は第１１５条の５第１項の規定により、休止した事業又は施設の再開の届出をしようとする者は、／指定居宅サービス事業者／指定居宅介護支援事業者／指定介護予防サービス事業者／介護老人保健施設／介護医療院／再開届出書(様式第９号)を市長に提出しなければならない。

３　法第７５条第２項、第８２条第２項、第９９条第２項、第１１３条第２項又は第１１５条の５第２項の規定により、事業又は施設の廃止又は休止の届出をしようとする者は、／指定居宅サービス事業者／指定居宅介護支援事業者／指定介護予防サービス事業者／介護老人保健施設／介護医療院／廃止・休止届出書(様式第１０号)を市長に提出しなければならない。

(指定の辞退)

第８条　法第９１条又は旧法第１１３条の規定により、指定介護老人福祉施設

又は指定介護療養型医療施設の指定の辞退をしようとする者は、指定辞退届出書(様式第１１号)を市長に提出しなければならない。

(介護老人保健施設の変更の許可申請等)

第９条　法第９４条第２項の規定により、介護老人保健施設の省令第１３６条第２項に規定する事項の変更の許可(以下この条において「変更の許可」という。)を受けようとする者は、介護老人保健施設開設許可事項変更申請書(様式第１２号)を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合において、変更の許可をしたときは、介護老人保健施設開設許可事項変更通知書(様式第１３号)により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

３　市長は、変更の許可を受けた者に対し、当該通知書を当該変更の許可に係る施設の見やすい場所に掲示することを求めるものとする。

(介護老人保健施設の管理者の承認申請等)

第１０条　法第９５条第１項又は第２項の規定により、介護老人保健施設の管理者の承認(次項において「管理者の承認」という。)を受けようとする者は、介護老人保健施設管理者承認申請書(様式第１４号)を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合において、管理者の承認をした

ときは、介護老人保健施設管理者承認通知書(様式第１５号)により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

(介護老人保健施設の広告の許可申請等)

第１１条　法第９８条第１項第４号の規定により、介護老人保健施設の広告の許可(次項において「広告の許可」という。)を受けようとする者は、介護老人保健施設広告事項許可申請書(様式第１６号)を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合において、広告の許可をしたときは、介護老人保健施設広告事項許可通知書(様式第１７号)により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

(介護医療院の変更の許可申請等)

第１１条の２　法１０７条第２項の規定により、介護医療院の省令第１３８条第２項に規定する事項の変更の許可(以下この条において「変更の許可」という。)を受けようとする者は、介護医療院開設許可事項変更申請書(様式第１８号)を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合において、変更の許可をしたときは、介護医療院開設許可事項変更通知書(様式第１９号)により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

３　市長は、変更の許可を受けた者に対し、当該通知書を当該変更の許可に係

る施設の見やすい場所に掲示することを求めるものとする。

（介護医療院の管理者の承認申請等）

第１１条の３　法第１０９条第１項又は第２項の規定により、介護医療院の管理者の承認（次項において「管理者の承認」という。）を受けようとする者は、介護医療院管理者承認申請書（様式第２０号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合において、管理者の承認をしたときは、介護医療院管理者承認通知書（様式第２１号）により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

（介護医療院の広告の許可申請等）

第１１条の４　法第１１２条第１項第４号の規定により、介護医療院の広告の許可（次項において「広告の許可」という。）を受けようとする者は、介護医療院広告事項許可申請書（様式第２２号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合において、広告の許可をしたときは、介護医療院広告事項許可通知書（様式第２３号）により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

（指定介護療養型医療施設の指定の変更申請等）

第１２条　旧法第１０８条第１項の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の変更（以下この条において「指定の変更」という。）を受けようとする者は、

指定介護療養型医療施設指定変更申請書(様式第２４号)に旧省令第１３９条に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合において、指定の変更をしたときは、指定介護療養型医療施設指定変更通知書(様式第２５号)により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

３　市長は、指定の変更を受けた者に対し、当該通知書を当該指定の変更に係る施設の見やすい場所に掲示することを求めるものとする。

(指定等に係る情報の提供)

第１３条　市長は、第３条及び第５条から前条までの規定による指定若しくは許可又は届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1)　事業所又は施設の名称及び所在地

(2)　事業所又は施設の指定又は許可の申請書及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び役職

(3)　指定又は許可の年月日及び指定の更新又は許可の更新の年月日並びに指定又は許可の有効期間満了日

(4)　事業開始年月日

(5)　運営規程

(6)　介護保険事業所番号

(7)　管理者の氏名、生年月日及び住所

(8)　介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(9)　その他市長が特に必要があると認める事項

（公示）

第１４条　法第７８条、第８５条、第９３条、第１０４条の２、第１１４条の７若しくは第１１５条の１０又は旧法第１１５条の規定による公示は、省令第１３１条の２、第１３３条の２、第１３５条の２、第１３７条の２、第１４０条の２の３若しくは第１４０条の２３又は旧省令第１４０条の２に規定する事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　介護保険事業所番号

(2)　主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3)　指定の辞退又は指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止の年月日

（業務管理体制の届出）

第１５条　指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護

医療院の開設者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）は、法第１１５条の３２第２項又は第４項の規定による届出をしようとするときは、介護保険法第１１５条の３２第２項（整備）又は第４項（区分の変更）の規定に基づく業務管理体制に係る届出書（様式第２６号）を市長に提出しなければならない。

（業務管理体制に係る変更の届出）

第１６条　指定居宅サービス事業者等は、法第１１５条の３２第３項の規定による届出をしようとするときは、介護保険法第１１５条の３２第３項の規定に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）（様式第２７号）を市長に提出しなければならない。

（業務管理体制に係る情報の提供）

第１７条　市長は、前２条の規定による届出に関し、国及び都道府県に対して、当該届出に係る情報を提供することができる。

（委任）

第１８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（指定介護老人福祉施設の指定、介護老人保健施設の開設許可等に関する規則の

廃止）

２　指定介護老人福祉施設の指定、介護老人保健施設の開設許可等に関する規則（平成２０年大分市規則第３１号）は、廃止する。

（指定介護老人福祉施設の指定、介護老人保健施設の開設許可等に関する規則の廃止に伴う経過措置）

３　この規則の施行日前に前項の規定による廃止前の指定介護老人福祉施設の指定、介護老人保健施設の開設許可等に関する規則の規定に基づきなされた申請、届出その他の行為は、施行日以後においては、この規則に基づきなされた申請、届出その他の行為とみなす。

附　則（平成３０年規則第１９号）

（施行期日）

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際この規則による改正前の大分市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則様式第１号、様式第９号、様式第１０号及び様式第１２号並びに大分市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則様式第１号、様

式第３号及び様式第９号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（平成３０年規則第３３号）

（施行期日）

１　この規則は、平成３０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則の施行の際この規則による改正前の大分市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則様式第1号、様式第4号、様式第8号、様式第14号及び第20号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（施行期日）（平成３０年規則第３５号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際この規則による改正前の大分市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則様式第１号、様式第４号及び様式第８号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際この規則による改正前の大分市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則様式第１号、様式第３号、様式第４号、様式第６号、様式第８号から様式第１２号まで、様式第１４号、様式第１６号、様式第１８号、様式第２０号、様式第２２号及び様式第２４号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

受付番号	

指定居宅サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
指定介護予防サービス事業者
介護保険施設

指定（許可）申請書

年　月　日

大分市長　　殿

申請者
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、指定（許可）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号	

申請者	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　－　） （ビルの名称等）			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別			法人所轄庁	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		（フリガナ） （氏名）	（生年月日）
	代表者の住所	（郵便番号　－　）			

指定（許可）を受けようとする事業等の種類	事業所等の名称				
	事業所等の所在地	（郵便番号　－　）			
	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定（許可）申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定（許可）を受けている事業の指定（許可）年月日
	指定居宅サービス	訪問介護			
		訪問介護（共生型）			
		訪問入浴介護			
		訪問看護			
		訪問リハビリテーション			
		居宅療養管理指導			
		通所介護			
		通所介護（共生型）			
		通所リハビリテーション			
		短期入所生活介護			
		短期入所生活介護（共生型）			
		短期入所療養介護			
		特定施設入所者生活介護			
		福祉用具貸与			
		特定福祉用具販売			
	居宅介護支援				
	施設	介護老人福祉施設			
		介護老人保健施設			
		介護医療院			
	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護			
		介護予防訪問看護			
		介護予防訪問リハビリテーション			
		介護予防居宅療養管理指導			
		介護予防通所リハビリテーション			
		介護予防短期入所生活介護			
		介護予防短期入所生活介護（共生型）			
		介護予防短期入所療養介護			
		介護予防特定施設入居者生活介護			
		介護予防福祉用具貸与			
		特定介護予防福祉用具販売			

介護保険事業所番号		（既に指定（許可）を受けている場合）
指定（許可）を受けている他市町村名		
医療機関コード等		

様式第2号（第3条関係）

第　　号
年　月　日

指定居宅サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
指定介護予防サービス事業者　　指定（許可）通知書
介護保健施設

殿

大分市長　　印

年　月　日付けで申請のあった　　の指定（許可）については、介護保険法の規定により、次のとおり指定（許可）する。

指定（許可）した事業等の種類									
事業所等の名称									
事業所等の所在地									
指定（許可）年月日									
指定（許可）の有効期間満了日									
介護保険事業所番号									

様式第3号（第4条関係）

指定を不要とする旨の申出書

年　月　日

大分市長　　殿

申出者
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。

施設（又は医療機関）	（名称）
	（施設種別）
	（所在地）
管理者	（氏名）
	（住所）
指定を不要とする居宅サービス又は介護予防サービスの種類	1　訪問看護 2　介護予防訪問看護 3　訪問リハビリテーション 4　介護予防訪問リハビリテーション 5　居宅療養管理指導 6　介護予防居宅療養管理指導 7　通所リハビリテーション 8　介護予防通所リハビリテーション 9　短期入所療養介護 10　介護予防短期入所療養介護

備考　指定を不要とする居宅サービス又は介護予防サービスについて「○」印を付してください。

様式第４号（第５条関係）

受付番号	

指定居宅サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
指定介護予防サービス事業者
介護保険施設

指定（許可）更新申請書

年　　月　　日

大分市長　　殿

申請者
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、指定（許可）の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号	

申請者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　　－　　） （ビルの名称等）			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
	法人の種別		法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	（フリガナ） （氏名）	（生年月日）	
	代表者の住所	（郵便番号　　－　　） （ビルの名称等）			
事業所（施設）	フリガナ				
	名称				
	所在地	（郵便番号　　－　　）			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
	当該事業所（施設）の所在地以外の場所に当該事業所（施設）の一部として使用される事務所を有するとき。				
	フリガナ				
	名称				
	所在地	（郵便番号　　－　　）			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
管理者の氏名、生年月日及び住所並びに経歴（指定居宅介護支援事業者に限る。）		（フリガナ） （氏名）	（生年月日）		
		（住所）			

サービスの種類	
現に受けている指定（許可）の有効期間満了日	
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	（氏名） （登録番号）

備考１　「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
　　２　別添資料については、指定（許可）申請時の様式を参照してください。

様式第5号（第5条関係）

第　　号
年　月　日

指定居宅サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
指定介護予防サービス事業者
介護保険施設

指定（許可）更新通知書

殿

大分市長　　印

年　月　日付けで申請のあった　　の指定（許可）の更新については、介護保険法の規定により、次のとおり指定（許可）を更新する。

指定（許可）した事業等の種類								
事業所等の名称								
事業所等の所在地								
指定（許可）更新年月日								
指定（許可）の有効期間満了日								
介護保険事業所番号								

様式第6号（第6条関係）

特定施設入所者生活介護に係る指定居宅サービス事業者指定変更申請書

年　月　日

大分市長　　殿

申請者
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、指定を受けた内容を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

		介護保険事業所番号					
申請者	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　　－　　）					
		（ビルの名称等）					
	連絡先	電話番号		FAX 番号			
	法人の種別						
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		（フリガナ） （氏名）	（生年月日）		
	代表者の住所						
事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	（郵便番号　　－　　）					
	連絡先	電話番号		FAX 番号			
	建物の構造概要及び設備の概要（平面図添付）						
	利用者の推定数						
	利用定員	変更前	人	変更後	人		
	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態 ※従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を添付のこと。						
	併設事業所の名称及び所在地	（名称）					
		（所在地）					
	協力医療機関の名称及び診療科名（契約書の写しを添付のこと。）	（医療機関名）					
		（診療科目名）					

様式第7号（第6条関係）

第　　号

年　月　日

特定施設入所者生活介護に係る指定居宅サービス事業者指定変更通知書

殿

大分市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった特定施設入所者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の変更については、介護保険法の規定により、次のとおり指定を変更する。

事業所の名称								
事業所の所在地								
代表者の氏名及び住所								
指定変更年月日								
変更内容								
介護保険事業所番号								

様式第８号（第７条関係）

指定居宅サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
指定介護予防サービス事業者　　変更届出書
介護保険施設

年　　月　　日

大分市長　　殿

届出者
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、指定（許可）を受けた内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

介護保険事業所番号									

指定内容を変更した事業所（施設）		（名称）
		（所在地）
サービスの種類		
変更があった事項		変更の内容
1	事業所（施設）の名称	（変更前）
2	事業所（施設）の所在地	
3	事業（開設）者の名称・主たる事務所の所在地	
4	代表者の職名・氏名、生年月日及び住所	
5	登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	
6	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	
7	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業に限る。）	
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに経歴（指定居宅介護支援事業者に限る。）	
9	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
10	運営規程	
11	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	
12	事業所の種別	（変更後）
13	提供する居宅療養管理指導の種別	
14	事業実施形態（単独型、本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型、併設型の別）	
15	入院患者又は入所者の定員	
16	福祉用具の保管及び消毒方法（委託している場合は、委託先の状況）	
17	併設施設の状況等	
18	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
19	その他	
	変更年月日	年　　月　　日

備考１　該当項目番号に「○」を付してください。
　　２　変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第9号（第7条関係）

指定居宅サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
指定介護予防サービス事業者　　再開届出書
介護老人保健施設
介護医療院

年　月　日

大分市長　　殿

届出者
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、事業（施設）の再開をしましたので、次のとおり届け出ます。

	介護保険事業所番号	
再開した事業所（施設）	（名称）	
	（所在地）	
サービスの種類		
再開した年月日	年　月　日	

備考　再開した事業（施設）に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第10号（第7条関係）

指定居宅サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
指定介護予防サービス事業者　　廃止・休止届出書
介護老人保健施設
介護医療院

年　月　日

大分市長　　殿

届出者
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、事業（施設）の廃止（休止）をしたいので、次のとおり届け出ます。

	介護保険事業所番号
廃止（休止）しようとする事業所（施設）	（名称）
	（所在地）
サービスの種類	
廃止又は休止の別	廃止　・　休止
廃止又は休止をしようとする年月日	年　月　日
廃止又は休止をしようとする理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	
休止の予定期間	年　月　日～　年　月　日

様式第11号（第8条関係）

指 定 辞 退 届 出 書

年　月　日

大分市長　　殿

届出者
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、指定老人福祉施設／指定介護療養型医療施設の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

	介護保険事業所番号	
指定を辞退する施設	（名称）	
	（所在地）	
指定を受けた年月日	年　月　日	
指定を辞退する年月日	年　月　日	
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

様式第12号（第9条関係）

介護老人保健施設開設許可事項変更申請書

年　月　日

大分市長　　殿

申請者（開設者）
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、介護老人保健施設の開設許可事項を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	介護保険事業所番号								
申請に係る施設	（名称）								
	（所在地）								
開設許可年月日	年　月　日								
変更年月日	年　月　日								
変更しようとする事項	変更の内容								
1　敷地面積 2　建物構造 3　施設の共用の場合の利用計画 4　運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。） 5　協力病院の変更	（変更前）								
	（変更後）								

備考　1　「変更しようとする事項」欄は、該当項目番号に「○」印を付してください。
　　2　変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第13号（第9条関係）

第　　号
年　月　日

介護老人保健施設開設許可事項変更通知書

殿

大分市長　　印

年　月　日付けで申請のあった介護老人保健施設開設許可事項変更については、介護保険法の規定により、次のとおり許可する。

施設の名称	
施設の所在地	
変更の内容	

様式第１４号（第１０条関係）

介護老人保健施設管理者承認申請書

年　　月　　日

大分市長　　殿

申請者（開設者）
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、介護老人保健施設の管理者の承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	介護保険事業所番号								
申請に係る施設	（名称）								
	（所在地）								
管理者になろうとする者の氏名、住所及び資格	（氏名）								
	（住所）								
	（資格）								
申請理由	１　新規開設のため ２　管理者の変更のため								

備考　「申請理由」欄については、該当項目番号に「○」印を付してください。

様式第15号（第10条関係）

第　　号
年　月　日

介護老人保健施設管理者承認通知書

殿

大分市長　　印

年　月　日付けで申請のあった介護老人保健施設の管理者の承認については、介護保険法の規定により、次のとおり承認する。

施設の名称	
施設の所在地	
変更後の管理者氏名	
変更理由	

様式第16号（第11条関係）

介護老人保健施設広告事項許可申請書

年　月　日

大分市長　　殿

申請者（開設者）
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、介護老人保健施設の広告の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

介護保険事業所番号								

広告事項の許可を受けようとする施設	（名称）
	（所在地）
許可を受けようとする広告事項	
広告の内容	
広告の方法	

様式第17号（第11条関係）

第　　号
年　月　日

介護老人保健施設広告事項許可通知書

殿

大分市長　　印

年　月　日付けで申請のあった介護老人保健施設の広告事項の許可については、介護保険法の規定により、次のとおり許可する。

広告事項の許可をした施設	（名称） （所在地）
許可をした広告事項	
広告の方法	
その他	

様式第１８号（第１１条の２関係）

介護医療院開設許可事項変更申請書

年　　月　　日

大分市長　　殿

申請者（開設者）
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、介護医療院の開設許可事項を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	介護保険事業所番号								
申請に係る施設	（名称）								
	（所在地）								
開設許可年月日	年　　月　　日								
変更年月日	年　　月　　日								
変更しようとする事項	変更の内容								
１　敷地面積 ２　建物構造 ３　施設の共用の場合の利用計画 ４　運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。） ５　協力病院の変更	（変更前）								
	（変更後）								

備考　１　「変更しようとする事項」欄は、該当項目番号に「○」印を付してください。
　　２　変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第１９号（第１１条の２関係）

第　　号

年　　月　　日

介護医療院開設許可事項変更通知書

殿

大分市長　　印

年　月　日付けで申請のあった介護医療院開設許可事項変更については、介護保険法の規定により、次のとおり許可する。

施設の名称	
施設の所在地	
変更の内容	

様式第２０号（第１１条の３関係）

介護医療院管理者承認申請書

年　　月　　日

大分市長　　殿

申請者（開設者）
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、介護医療院の管理者の承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	介護保険事業所番号								
申請に係る施設	（名称）								
	（所在地）								
管理者になろうとする者の氏名、住所及び資格	（氏名）								
	（住所）								
	（資格）								
申請理由	１　新規開設のため ２　管理者の変更のため								

備考　「申請理由」欄については、該当項目番号に「○」印を付してください。

様式第２１号（第１１条の３関係）

第　　号
年　　月　　日

介護医療院管理者承認通知書

殿

大分市長　　印

年　月　日付けで申請のあった介護医療院の管理者の承認については、介護保険法の規定により、次のとおり承認する。

施設の名称	
施設の所在地	
変更後の管理者氏名	
変更理由	

様式第２２号（第１１条の４関係）

介護医療院広告事項許可申請書

年　　月　　日

大分市長　　殿

申請者（開設者）
所在地
名称及び代表者氏名

介護保険法の規定により、介護医療院の広告の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

介護保険事業所番号								

広告事項の許可を受けようとする施設	（名称）
	（所在地）
許可を受けようとする広告事項	
広告の内容	
広告の方法	

様式第２３号（第１１条の４関係）

第　　号
年　　月　　日

介護医療院広告事項許可通知書

殿

大分市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった介護医療院の広告事項の許可については、介護保険法の規定により、次のとおり許可する。

広告事項の許可をした施設	（名称） （所在地）
許可をした広告事項	
広告の方法	
その他	

様式第24号(第12条関係)

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

年　月　日

大分市長　　殿

申請者(開設者)
所在地
名称及び代表者氏名

健康保険法等の一部を改正する法律による改正前の介護保険法の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td></td><td colspan="5">介護保険事業所番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請に係る施設</td><td colspan="15">(名称)</td></tr>
<tr><td colspan="15">(所在地)</td></tr>
<tr><td>代表者の職名・氏名・生年月日</td><td>職名</td><td></td><td colspan="6">(フリガナ)
(氏名)</td><td colspan="7">(生年月日)</td></tr>
<tr><td>申請に係る施設の類型</td><td colspan="15">1　療養病床を有する病院
2　療養病床を有する診療所
3　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院</td></tr>
<tr><td>入院患者の推定数
(申請に係る事業を行う部分に限る。)</td><td colspan="15"></td></tr>
<tr><td>入院患者の定員
(申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)</td><td colspan="7">(変更前)</td><td colspan="8">(変更後)</td></tr>
</table>

備考　1　「申請に係る施設の類型」欄については、当該番号に「○」印を付してください。

2　次の書類(当該申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)を添付してください。

(1)　施設の使用許可証の写し

(2)　建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

(3)　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

様式第25号(第12条関係)

第　　号
年　月　日

指定介護療養型医療施設指定変更通知書

殿

大分市長　　印

年　月　日付けで申請のあった指定の変更については、健康保険法等の一部を改正する法律による改正前の介護保険法の規定により、次のとおり指定を変更する。

指定の変更を受ける施設	(名称) (所在地)
指定の変更の内容	